



# コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの : 日韓/ 韓日対話第6回企画の成果及び日本への示唆

渡部, 昭男

鄭, 炳浩

光本, 滋

肥後, 耕生

多胡, 太佑

---

## (Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 18(1):67-76

## (Issue Date)

2024-09-30

## (Resource Type)

departmental bulletin paper

## (Version)

Version of Record

## (JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100491706>

## (URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491706>



## コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの －日韓／韓日対話第6回企画の成果及び日本への示唆－

What the COVID-19 Pandemic Brought to University Education in Japan and Korea:  
Results of the 6th Japan-Korea/Korea-Japan Dialogue Project and Implications for Japan

渡部 昭男\* 鄭 炳浩\*\* 光本 滋\*\*\* 肥後 耕生\*\*\*\* 多胡 太佑\*\*\*\*\*  
WATANABE Aki\* JUNG Byoung-Ho\*\* MITSUMOTO Shigeru\*\*\* HIGO Kosei\*\*\*\* TAGO Taisuke\*\*\*\*\*

**要約：**2020年に拡がったコロナ禍の下で、休校措置やオンラインの授業提供が行われたが、特に大学を含む学校の新年度開始に重なった韓日では混乱が大きかった。韓国では、教育サービスや校内施設利用の不備・不正常を理由に登録金返還・減額を求めた大学生たちが違憲審判請求及び損害賠償民事訴訟を起こした。いずれも原告敗訴となったが、違憲審判請求（2020.3.22 受付）を提起した約半年後に高等教育法が改正され（2020.10.20）、コロナ禍等で登録金返還・減額を可能とする規定の新設、登録金及び登録金審議委員会の規定の拡充などがなされた。日本でも、①給付金の支給や学費の減額・返還、②図書館など施設の利用、③受講環境・教育環境の整備、④課外活動・就職活動を含む学生生活全般への支援、⑤情報公開などを求める学生の運動が各大学で展開され、高等教育無償化プロジェクトFREEや一律学費半額を求めるアクション等の全国的な運動にも繋がっていった。それに応じて、各大学や日本政府による学生への支援策も様々に打たれた。本稿は、第6回企画「コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの」についてチョン・ビョンホ及び光本滋の2報告の概要をまとめた上で、対話企画の成果を明らかにし、日本への示唆を得ることを課題とした。

**キーワード：**コロナ禍、（韓）違憲審判請求・登録金返還訴訟、（日）学費減額・返還運動、高等教育の権利性、大学教育のあり方

### 1. 第6回対話企画の概要、本稿の課題と方法

基盤研究(C)「コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究」（研究代表者・渡部昭男、2022-25 予定）の一環として、日韓対話企画<sup>1)</sup>を進めている。本稿で取り上げる第6回対話企画は以下のような予定で開催された。

日程：2023年11月4日（土）13～16時

テーマ：コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの：（韓国）チョン・ビョンホ、（日本）光本滋の論考をもとにした対話

次第：

13:00～ 開会挨拶・趣旨説明：渡部昭男

13:10～ チョン・ビョンホ報告／寄稿論考「コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動」<sup>2)</sup>

14:00～ 光本 滋報告／寄稿論考「日本における2020年の学費減額運動の検討」<sup>3)</sup>

14:50～ 休憩

15:00～ 総合討論

15:55～ 閉会挨拶：渡部昭男

本稿は、当日のチョン・ビョンホ報告「코로나 19 사태로 인한 등록금반환 관련 소송」（日本語「新型コロナパンデミックによる登録金返還に関連する訴訟」／日本語翻訳・当日通訳は多胡太佑）、光本滋報告「コロナ禍が日本の大学教育にもたらしたもの」（韓国語「코로나 팬데믹이 일본의 대학 교육에 미친 영향」／韓国語翻訳・当日通訳は肥後耕生）をもとに、コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたものについて2報告の概要をまとめた上で、日本への示唆を得ることを課題とする。報告資料及び対話録画4)をもとに渡部がまず下書きをし、共著者が補足執筆及び意見交換を行って最終原稿に仕上げた。

\* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科 名誉客員教授（教育行政学）  
\*\* [정 병호] ソウル市立大学校法科大学院 教授（民法）  
\*\*\* 北海道大学大学院教育学研究院 准教授（高等継続教育）  
\*\*\*\* 豊岡短期大学 准教授（日韓比較研究）  
\*\*\*\*\* 北海道大学大学院教育学院 院生（高等継続教育）

（2024年3月30日 受付）  
（2024年7月1日 受理）

## 2. コロナ禍の韓国における大学生らによる2訴訟: 違憲審判請求, 登録金返還訴訟 (チョン・ピョ ンホ報告)

### (1) 訴訟の概要

2020年初めに始まったCOVID-19パンデミックにより, 今までになかったオンライン教育を経験した大学生らは, 教育サービスと校内施設の正常な利用, サービスの不備を理由に登録金返還または減額を要求した(韓国の新学期は3/1~)。しかし, 大学と教育当局側が対応をしないと, 一部の大学生が以下の2つの訴訟を提起するに至った。

- ・「大学登録金に関する規則」(2010.12.2. 教育科学技術部令第83号に改正) 第3条が学生が教育サービスと施設利用サービスをともに受けられない場合, 登録金を減額できるように規定しなかった立法不作為により, 請求人の平等権と財産権が侵害されたとした違憲審判請求
- ・大学生らが在学する学校法人大韓民国を相手にして, 違法行為による損害賠償と, 学校法人らを相手に不当利得返還を求めた民事訴訟

### (2) 違憲審判請求 (憲裁 2023. 7. 20, 2020 ホンマ 434 決定)

#### 1) 訴訟の経過

2020年3月22日に憲法裁判所が受付し, 同年3月31日に審判回付, 3余年後の2023年7月20日に決定(憲裁 2023. 7. 20, 2020 ホンマ 434 決定)が下された。

#### 2) 請求人の主張

請求人の主張は2つである。

- ・審判対象の条項である「大学登録金に関する規則」第3条は, 新型コロナウイルス感染症のパンデミックの場合, 登録金を減額する規定を定めておらず, そのため正常な教育サービスを受けられない学生と通常のエデュケーションサービスを受ける学生を差別しており, 登録金規則第3条第1項に該当する学生, 第4項に該当する休学者及び第5項に該当する休業者とも差別している。したがって請求人の平等権を侵害する。
- ・審判対象の条項のため一般大学は, 非対面オンライン授業を行いながらもサイバー大学の1学期分の登録金より高い登録金を負わせており, その差額分の請求人の財産権を侵害する。

#### 3) 争点

争点は, 大学が教育サービスと校内施設の正常な利用サービスを一定期間提供できない場合, 登録金を減額することができる規定がない「大学登録金に関する規則」第3条の不真正立法不作為(不備のある立法の放置)を争う本事件審判請求が, 権利保護利益の要件を備えているか, の点である。

#### [審判対象条項]

大学登録金に関する規則 (2010.12.2 教育科学技術部令第83号に改正されたもの)

#### 第3条 (登録金の免除・減額)

- ①学校の長は次の各号に基づいて登録金を免除し, 又は減額することができる。
1. 学校の事情により学生全員あるいは一部に対して, 入学金を免除し, 又は減額することができる。
  2. 経済的事情が困難なもの及び奨学上必要であると認められるものに対しては, 登録金を免除し, 又は減額することができる。
  3. 天変地異等により登録金の納入が困難であると認めるときは, 登録金を免除し, 又は減額することができる。(以下, 省略)

#### 4) 高等教育法の改正

訴訟が提起されて約半年後の2020年10月20日付で高等教育法が改正された。訴訟に関連した第11条(登録金及び登録金審議委員会)について, 改正内容をみておこう(改正箇所を下線処理)。

#### 第11条 (登録金及び登録金審議委員会)

(現行と同じ①②省略)

- ③各学校は, 登録金を策定する際, 教職員(私立大学の場合は, 学校法人の推薦する財団のものを含める), 学生, 関連した専門家などで構成される登録金審議委員会を設置・運営しなければならない。この場合, 学生委員は委員全体の定数の10分の3以上, 構成単位別の委員は10分の5未満にして, 関連専門家委員を選任する際は学則の定めにより, 学校を代表する側と学生を代表する側の間で協議が行われなければならない。
- ④(新設/項番号, 以下順送り) 学校は「災難及び安全管理基本法」第3条第1号の定める災難により, 学校施設の利用及び実験・実習が制限され, 又は授業時数が減少するなど学事運営が正常に行われなかった場合, 登録金を免除・減額することができる。
- ⑤学校は, 特別な事情がない限り, 登録金審議委員会の審議結果を最大限に反映しなければならない。
- ⑥第3項の登録金審議委員会は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第6条第1項第8号の2の登録金及び学生一人当たり教育費算定根拠, 都市勤労者の平均家計所得, 第7条第3項の高等教育支援計画, 登録金依存率(大学教育費に占める登録金の割合をいう)などを鑑み, 当該年度の登録金を適正に算定し

なければならない。

⑦（新設）第4項による登録金の免除・減額規模は、登録金審議委員会で議論しなければならない。（以下、省略）

## 5) 決定要旨（不適法却下）

不適法却下とした決定（憲裁 2023. 7. 20, 2020 ホンマ 434 決定）の要旨は以下のようである。

- ・請求人は、本事件の審判請求以降通った大学からすでに納付した 2020 年 1 学期登録金の一部（2020 年 1 学期登録金 4,199,000 ウォンの 7.14 % に該当する 300,000 ウォン）を COVID-19 特別奨学金の名目として返してもらい、直後に大学を卒業した。それでは、本事件審判請求が認容されても、すでに登録金を納付する必要がなくなった請求人の権利が救済されると見ることは難しいため、本事件審判請求は主観的権利保護利益が認められない。
- ・また、高等教育法が 2020 年 10 月 20 日に改正され、新型コロナなどによる学校施設の利用制限、又は学事運営の不備などがあった場合、登録金を減免することができる法的根拠が整えられた。したがって、本事件審判請求の対象と同様の類の侵害行為が今後も繰り返される危険があり、又は憲法秩序の守護・維持のために、それについての憲法的解明が緊要である事項としてみることは難しいため、例外的審判の利益も認めることが難しい。
- ・結論として、本事件審判請求は、権利保護利益の要件が整っておらず、不適法である。

## （3）登録金返還訴訟：1 審（2022.9.1 宣告ソウル中央地方裁判所第 47 民事部，2020 ガハブ 559003 判決）

次に、民事訴訟の登録金返還訴訟について 1 審・2 審の順に述べる。

### 1) 概要

2020 年 1 学期から新型コロナウイルス感染症のパンデミックのため実施された非対面授業により、期待値に満たない教育サービスを受けたと考えた大学生らが、学校法人等を相手に、各 100 万ウォンの違法行為による損害賠償、又は不当利得返還を求める訴訟、並びに大韓民国を相手に各 10 万ウォンの違法行為による損害賠償を求める訴訟を提起した。

### 2) 当事者

【原告】当初、原告イム〇〇他 2,850 人が本事件の訴訟を提起し、原告らの訴訟代理人は、原告が合わせて 2,851 人であることを前提に、訴状の請求趣旨欄に、上記の原告らを番号で特定した。しかし、大学側からの圧迫等もあって 154 人が訴訟を取り下

げ、本判決宣告日現在（2022.9.1）、原告らは原告イム〇〇他 2,696 人（計 2,697 人）。

【被告】淑明（スクミョン）学院他 25 の学校法人及び大韓民国。

### 3) 裁判所の判断

第 1 審は、原告らの請求を全て棄却した。

#### 3-1) 被告の学校法人らに対する違法行為を原因とする損害賠償請求

ア) 被告の学校法人らが、法的根拠を持たず、非対面授業を実施したことにより、原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービスを提供したとみることができるのかという点

・法的根拠：「今後学則改正により、遡及して適用することができるようにする」とのことを主な骨子とする「2020 学年度 1 学期大学学事運営勧告案」

・非対面授業が、原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービスを提供したと言える証拠がない。

イ) 被告の学校法人らが、不当に繰越金及び積立金を積み立てたとみることができるのかという点

・繰越金及び積立金の積立は、法令を遵守した行為であり、違法行為としてみることは難しい。

ウ) 被告の学校法人らが、「非対面授業」を実施した場合、登録金の一部でも返還する義務を負うとみることができるのかという点

・一部返還の法的根拠があると認めることが難しい（当時、施行中であった大学登録金に関する規則第 3 条第 1 項第 3 号、又は 2020.10.20 改正、2021.1.21 施行の高等教育法第 11 条第 4 項でも登録金減免を強制する規定ではなく、任意規定）

・信義則ないし条理に基づいて登録金返還義務を負うとみることも難しい。

エ) 被告の学校法人らの「非対面授業」の実施などについて、その違法性、又は帰責事由を認めることができるのかという点

・新型コロナのパンデミックという全世界的な災害事態と、その防疫のための政府の政策及び指針などによるものと見ることができ、被告の学校法人らにその帰責事由があると見ることは難しい。

#### 3-2) 被告の学校法人らに対する不当利得返還請求に関する判断

ア) 被告の学校法人らが支給してもらった登録金全部、又は一部についての不当利得返還請求に関する判断

・著しく不十分な教育サービスが行われたとしても、契約が無効・取消し・解除されてはいないため、不当利得に該当しない。

イ) 両当事者の帰責事由のない一部の不能を理由とした登録金一部についての不当利得返還請求に

### 関する判断

- ・教育サービス提供義務の一部が不完全履行であるかは別論とし、一部履行の不能があったと見ることは難しい。さらに、一部の不能の場合、一部の無効は全部無効であるとする民法第137条に基づき、全部不能であるため、原則として各在学契約全部が無効になるものの、原告が各在学契約全部の消滅を前提に不当利得返還請求をしなかったことは法理上、矛盾する。

ウ) 被告学校法人らが支給されて使用しなかった「実験実習費」及び「学生活動支援費」相当額の不当利得返還請求に関する判断

- ・被告学校法人らは、原告らから登録金が支払われる際、上記のように、各費用の名目や用途を特定していない。
- ・学校法人らが内部で予算を樹立する中で、使用目的を区別したという事情だけでは、該当目的による支出が行われなければ、被告学校法人らが登録金のうち相当額を不当に利得したことになり（「繰越金」積立）、又は原告らに該当金額を返還しなければならないと見る法的根拠がない。

### 3-3) 被告の大韓民国に対する国家賠償請求に関する判断

ア) 教育部長官の非対面授業についての指導・監督義務不履行を理由とした国家賠償請求に関する判断

- ・「国家と地方自治体は、学校と生涯教育施設を指導・監督する」と規定する教育基本法第17条は、教育部長官の非対面授業についての指導・監督義務という具体的な作為義務を認めるための根拠としてみることが難しい。
- ・「教育部長官は学校が施設、設備、授業、学事、その他の事項に関して教育関係法令、又はこれによる命令や学則を違反した場合、期間を定めて学校の設立者・経営者、又は学校の長にその是正、又は変更を命じることができる」とする高等教育法第60条第1項も教育部長官の法律上の権限に関する規定であり、その義務に関する規定ではない。

イ) 教育部長官の登録金返還対策の未樹立、又は登録金返還未勧告を理由とした国家賠償請求に関する判断

- ・2020学年度1学期以前の大学登録金に関する規則第3条第1項第3号、2020.10.20新設された高等教育法第11条第4項は登録金の減免を強制しない。
- ・私立学校運営の自由を保障する憲法と法令に照らし、被告大韓民国、又は教育部長官が被告学校法人らに登録金返還を強制し、又は強力に勧告しなかったとし、これを違法な不作為として評価する

ことは難しい。

- ・教育部長官は、学校が施設、設備、授業、学事、その他の事項に関して、教育関係法令、又はこれによる命令や学則を違反した場合、期間を定めて学校の設立者・経営者、又は学校の長にその是正、又は変更を命じることができる」とする高等教育法第60条第1項も、教育部長官の法律上の権限に関する規定であり、その義務に関する規定ではない。

### 4) 結論

- ・誰もが予想できなかった新型コロナパンデミックという全世界的な災難が2020年初め頃、突然発生したことにより、本事件の原告らのように、2020学年度1学期各大学に在学していた学生らとしては、当初夢見て期待していた通りの大学生活を十分に過ごすことができず、気の毒な側面があることは確かである。
- ・しかし、これまで詳細に見た通り、本事件での原告らの主張及びその提出した証拠のみでは、被告学校法人ら、又は被告大韓民国に法的責任を負わせるには十分ではないと判断。

### (4) 登録金返還訴訟：2審（ソウル高等裁判所第9民事部 2023.7.6 宣告，2022 ナ 2038770 判決）

#### 1) 当事者

【原告】被告学院に在学する大学生ら180人。

【被告】淑明（スクミョン）学院他8の学校法人及び大韓民国。

#### 2) 請求趣旨及び追加事項

請求趣旨は1審と同じ。1審で除外した債務不履行責任を追加。控訴審裁判所は、これと違法行為による損害賠償請求、不当利得返還請求を選択的請求として判断。

#### 3) 裁判所の判断

第1審判決は、結論が正当であるため、これに対する原告らの控訴と、本裁判所で追加した選択的請求全部を棄却。

### 3-1) 違法行為を原因とする損害賠償請求に関する判断

- ア) 非対面授業は対面授業に比べた場合、その仕方に些細な違いがあるのではなく、その質と内容において重大な違いがあり、実際漢陽（ハンヤン）学院の一部教員が、授業の履行における不備に関して懲戒処分されたという主張について
- ・被告学校法人らが非対面授業を実施し、上記の原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービス、又は著しく不十分な授業を提供し、故意や過失による違法行為によって、原告らに損害を負わせたと断定することは難しく、他にそれを根拠づける証拠がない。

イ) 被告学校法人らは、特定の場合に限り、繰越金

及び積立金を最小限に積み立てることができるとする私立学校法第32条の4、第1・2項に反して、不当に過度な繰越金及び積立金を積み立てたとする主張について

- ・被告学校法人らに具体的な義務を負わせる内容として見るのが難しい。

### 3-2) 債務不履行を原因とする損害賠償請求に関する判断

ア) 被告学校法人らは、原告らから在学契約上、登録金を受け取ったにも関わらず、在学契約が定めていない非対面授業の方式を取るのみならず、図書館を閉鎖し、又は使用を制限するなど教育施設をまともに提供しなかったため、被告学校法人らの在学契約上の教育サービス提供義務は不完全履行、ないし履行不能であるという主張について

- ・被告学校法人らが2020学年度1学期に全面的、又は部分的に非対面授業を実施したという理由だけで、それがすなわち被告学校法人らの教育サービス提供義務が不完全履行、又は履行不能であると断定し難い。
- ・学校施設の制限的運営は原告らを含め、在学生や国民の生命権、健康権を保護するためにやむを得ない措置である。教育施設の利用制限は、安全配慮義務の適切な履行であり、災難状況の中で防疫のための政府の政策及び指針などによるものであるため、被告学校法人らに債務不履行の帰責事由がないと判断。

### 3-3) 不当利得返還請求に関する判断

- ア) 被告学校法人らの登録金請求権の範囲は、教育サービスの提供義務の履行不能限度内に減縮されるため、被告学校法人らは登録金の一部を民法第741条によって原告らに返還しなければいけないとの主張について
- ・提出された諸証拠だけでは、被告学校法人らの原告らに対する各在学契約上の教育サービスの提供義務が履行不能になったと見るのが難しく、他にそれを根拠づける証拠がないと判示。

## 3. コロナ禍が日本の大学教育にもたらしたもの(光本滋報告)

2020年のコロナ禍(COVID-19 Epidemic／各国内での地域的流行についてはエビデミックを使用)において、大学は対面授業をはじめ多くの活動が制限された。このことは「大学が保持すべき状態」や「大学のあるべき姿」はどのようなものかという問題を関係者につきつけた。2023年、大学のキャンパスはコロナ禍以前の賑わいを取り戻している(とはいえエビデミック自体は終息していない)。本報告では、コロナ禍の日本の大学で展開した2020年の学

費減額運動をふりかえり、その意義と課題について考察する。

### (1) 2020年の学費減額運動

#### 1) コロナ禍の拡がり

2020年3月24日、文部科学省通知(高等教育局長「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」)。学事日程の弾力的な扱いを認める、60時間を超えるオンライン授業の単位も卒業要件に含めてよい等)が発出された。4月7日、政府は7都府県に緊急事態宣言を発令し、16日には対象地域を全国に拡大した。

そうした中、オンライン授業実施のため1学期(日本の新学期は4/1～)の始期を遅らせたり、キャンパスへの立入りを禁止する動きが全国の大学に広がった。文部科学省「大学等の授業の実施状況」(回答数1,066校[高専含む]、2020年6月1日時点／[https://www.mext.go.jp/content/20200605-xt\\_kouhou01-000004520\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-xt_kouhou01-000004520_6.pdf))によると、「全面対面」9.7%、対面と遠隔の「併用」30.2%、「遠隔授業のみ」60.1%となっている。

#### 2) 学生の要求運動

こうした中、学生の要求運動が展開された。初期は、東京・京都などの都心部の大規模大学と美術系の大学からであり、具体的には4月5日：青山学院大学、11日：立命館大学、13日：早稲田大学、14日：秋田公立大学・大東文化大学、15日：多摩美術大学など4大学であった。そして16日以降は件数が急増し、1週間後の4月22日までに79大学、4月29日までに186大学、5月5日までに207大学(私立195大学、国立8大学、公立4大学)へと広がった。

これに対して、4月下旬まで、マスコミの関心は学生の経済的困窮ではなく、学生に対する風当たりの強さの方だった。3月、海外への卒業旅行から帰国した学生がクラスターの発生源となったことが報道され、当該大学の学生は「アルバイトをさせない」など、バッシングがみられた。

4月22日、学生団体「高等教育無償化プロジェクトFREE」(以下「FREE」／2018.9結成)が記者会見を行った辺りから、世論に変化がみられる。すなわち、「13人に1人が退学検討」というFREEの大学生アンケート結果が共同通信から配信され(例えば2020.4.23東京新聞TOKYO Web「＜新型コロナ＞収入減 学生に深刻影響 13人に1人が退学検討 学生団体500人調査」)、全国紙にも関連記事が掲載されたことにより、学生の困窮に対する社会的な関心が高まった。

学生たちの要求をまとめると、主に①経済的要求：給付金の支給、学費の減額・返還など、②施設の利用：図書館など施設を可能な限り利用させること、③オ

ンライン授業の受講環境を中心とする教育環境の整備, ④課外活動・就職活動を含む学生生活全般への支援, ⑤情報公開であった。経済的な要求を掲げていることは共通しつつ, 条件整備や情報公開に関する要求も初期から見られる(詳しくは寄稿論考の表1「学費減額を求める署名運動」, 表2「経済的要求以外の要求」)。

### 3) 学生と大学との交渉

学生が署名を提出し, 大学から応答があったことが確認できるのは, 大東文化大学, 同志社大学, 多摩美術大学, 東北学院大学, 神奈川大学, 宮城女学院大学, 東京学芸大学, 帝京大学である(具体的な交渉の遣り取りについて, 寄稿論考には大東文化大学, 同志社大学, 東北学院大学, 東京学芸大学を掲載している)。

大学に署名を提出したことまで確認できる(提出後の署名がどのように扱われたのか等は不明)のは, 立命館大学, 上智大学, 明治大学, 東洋大学, 成城大学である。

署名開始後に大学側が一定の対応をしたことで提出には至らなかったのは, 立教大学(5万円の一律給付, 各種奨学金の通知), 拓殖大学(独自の奨学金, 遠隔授業の支援金, 各種施設の開放等)である。

学生が署名を提出したものの大学側が受け取りを拒否したのは, 和歌山大学(署名に学外者のものが含まれているため学生の署名とは見なせないという理由)である。

### 4) 大学側の対応

大学側の対応は, 4月16日: 就実大学が3万円を給付すると発表, 4月21日: 明治学院大学が5万円を給付すると発表, 以後, 多くの大学が学生に対して給付金を支給するようになっていく。日本私立大学教職員組合連合の調査(『日本私大教連・第33回定期大会議案書 資料編(大会配布版)』2020.8)では, 学生に対する給付額は5万円が最も多く, 102校中72校, 次いで3万円が14校, 最高額は10万円(3校)であった。日本私立大学協会の設置する私学高等教育研究所が行った調査においても同様の傾向であった(私立学校高等教育研究所『コロナ禍の私立大学』2020.11)。学生に対するこれら給付金は, 大半が「教育環境整備」「学生支援」などの名目であった。

一方で, 「学費の返還・減額」を行った大学も少数ながら存在した。例えば, 釧路公立大学は授業料1か月相当分(20,000～65,000円)を返金, 和光大学は実験実習費を4割減額, 東北芸術工科大学は授業料に含まれる施設整備分を学生に返金, 京都芸術大学は施設整備費の一部を返金している。

### 5) 政府の支援策

3月26日, 文部科学省は大学などに対して授業

料等の減免, 納付時期の猶与等, 学生への支援の検討を要請した。また, 4月30日: 2020年度第1次補正予算「家計が急変した家庭の学生に対する支援」(国立4億円, 私立3億円), 6月12日: 第2次補正予算「困窮学生等に対する支援」(各大学等が行う独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援するもの/国立45億円, 私立94億円)を用意するとともに, 第1次補正の予備費から「学生支援緊急給付金」530億円の支出に踏み切った(住民税非課税世帯の学生に20万円, それ以外の学生に10万円を支給)。

それぞれ一定の意義はあったものの, 財政基盤の弱い大学は授業料等の軽減措置を実施できない, 手続きが煩雑なため給付金をあきらめた学生が少なくない, などの問題も残された。

### (2) 学費減額運動の意義

#### 1) 問題提起: 学費の水準, 内容の適切さ

学生の要求には, 原理的に検討し深めるべき以下のような問題提起が含まれている。

1. 2020年のコロナ禍における授業料等の減額, 学生に対する経済的支援
2. 学費(授業料, 施設整備費, 教育充実費など各種名目の学生の負担金)の内容・水準の適切さ
3. 高等教育の費用を誰がどのように決定すべきか
4. 高等教育の費用を誰が負担すべきか

学生の要求には「1」が共通にあり, 「2～4」が混在していた。学生たちは他大学の署名文書を見たり, 相互に交流することにより, 高等教育の費用に関する認識を深めていったのである。

#### 2) 減額・返還しないとする大学側の主張

大学側の主張は, 以下のものであった。

1. 学生の校内への立入りの禁止は感染症対策として必要な措置であり, 民法上の債務不履行には該当しない
2. 学生に負担を求めている学費は卒業(学位取得)までの期間全体にかかる費用の総額を在籍期間で除いたものであり, 利用料の性格を持つものではない
3. オンライン授業の環境整備のためにも追加費用が生じている
4. 実習や実技科目など緊急事態宣言下では実施できない形態の教育は, 実施の条件が整った後行っていく
5. 家計の急変など学生の経済的困窮への対応は別途行う

これらは学費を減額・返還しないという主張を正当化する根拠として主張されている。中には十分な検討と合意形成を経っていないものもある。「2」は、これまで大学団体から統一的に示されたことはなく、大学が積極的に主張してきたものでもない。現に、少数とはいえ施設整備費等を返還した大学があることも、すでに見た通りである。また、大学が主張するように、施設整備費等の名目で学生が負担している料金が当該年度のうちに全額消費されるわけではないとしても、そのことをもって当該の料金が使用料的な性格を持たないと主張しうるわけではないだろう。あえていうならば、2020年の学費減額運動に直面した大学が学費を返還しないために編み出した方便に過ぎないのではないだろうか（明治学院大学、早稲田大学、法政大学の説明において主張されたものであり、後に日本私立大学連盟「私大連」『私立大学の『対面授業再開』と『授業料等』に関する見解』2020.9に盛り込まれた）。

### 3) 学費の性格

学生は大学に対してのみ金銭的な補償を求めたわけではなかった。一部の大学（和歌山大学・拓殖大学・金沢大学・東京学芸大学）では、学生が高等教育の権利を保障する責任は国にあることを主張し、大学も国に対して財政措置を要求するように求めた。こうした論理は、国の予算による一律の学費半額化、および大学等への予算措置の2つを柱とする「一律学費半額を求めるアクション」に結実した。その趣意文書は、国による予算措置が、学生の出身階層・国籍、大学の規模や分野の違いにかかわらず、すべての学生と大学を守ることにつながるものであることを述べている。

1. 国の予算で一律の学費半額化を求めます  
・ 経済的影響が長期化することで、学業が続けることが難しい学生が大量に出てくる恐れがあります。対象が狭く審査に時間をとる現行の制度ではなく、国公立の違いや、課程や学年の違い、国籍の違いを問わない学費半額への一律減額を求めます。
2. 大学などへの予算措置を求めます  
・ 国は、新型コロナへの対応で増えた大学などの費用を補填してください。大学ではオンライン授業の設備投資や教職員の残業代など、予期せぬ負担が出ています。例えば、図書館休館に伴って書籍を貸し出すシステムを各大学が整備する際、国がこの費用を補償してください。  
(一律学費半額を求めるアクション <https://www.change.org/u/1080446917>)

学生たちはTwitter、LINEなどのSNSによって繋がり、ノウハウを共有し全国的な運動展開へと向かう。具体的には、①オンライン署名、②提言・政府への要求、③記者会見など①②に関する情報発信であった。

オンライン署名は前出の41校の発起人の連名による「一律学費半額を求めるアクション」が実施し、署名数は10,663筆（4/24～4/29）に達した。提言等としては、緊急提言（4/22）、内閣総理大臣・文部科学大臣に対する要請書（4/30）、文部科学省に対する趣旨説明（4/30）。日本記者クラブにおける会見（5/1）等がなされた。

また、国立大学協会・公立大学協会・私立大学連合会が連名し、留学生を含む正規学生に対する給付金の拡大、各大学が家計急変した学生に対して緊急に実施する授業料免除に対する支援、学生の自宅における通信環境の整備や通信料の負担に関する支援を要望した（2020.5.11）。

学生の課程や所属組織の別を問わず公費による支援を求めている点は学生側の要求と共通である。しかし、この要望書と学生側の要求との間には見過ごすことのできない溝が存在する。学生側が公費支援の要求へと至る過程で絶えず学費の水準と内容を問題にしてきたのに対して、大学団体はそれらを問題にせず、学費減免に対する公費支援は学生が経済的に困窮した場合に限られている。

足立清人は、これら学生・大学が主張した内容の是非を問うには、在学契約が両者に課す義務の内容を明確にしていかなければならないとして、大学が提供する教育サービスの内容とあり方、究極的には大学の存在意義を改めて考えることも必要になると論じる（足立清人2021「新型コロナウイルス感染症による混乱のなかでの大学『在学契約』についての覚書」『北星学園大学経済学部北星論集』60(2)「通巻(79)」）。この論が示すように、2020年の学費減額運動は、個別大学が在学契約上の義務を履行しているかにとどまらない、学費の性格をどのように考えるかという論点を提起するものであった。このような個別大学を超えた学費のあり方を問う観点は、学費減額運動には見られたものの、大学側には乏しかったといわなければならない。

### 4) 学費減額運動の意義

学費減額運動の意義として、3点を挙げたい。

第一に、学生の経済的困窮への注目、学生の活動が（過度に）制約されていることへの注目など、世論へのインパクトである。第二に、学費減額の実現である。多くの大学が学生に給付金を支給し、一部の大学では授業料等学費の返金の実現したが、これらは学費減額運動なしには実現しなかっただろう。第三に、大学の意義、学生の権利に関する認識の深

まりである。これらは学生が自身の要求の正当性を考察する中で深められたと考える。

### (3) コロナ禍が明らかにした高等教育の課題

コロナ禍は学生に係る2種の「排除」を顕現した。すなわち、①学生の社会的排除（パンデミックの初期の特に学生に対する規制を求める世論、「学生は身勝手」「自己都合で進学したのだから優遇すべきでない」）、②大学における学生の排除（多くの大学では意思決定から排除、施設の利用者、在学契約者の地位にとどまる）である。これらの排除に抗して、学生の権利を確認・確立することが課題と言えよう。

現代の大学には、人権としての高等教育を保障する機関であることが求められている。人権としての高等教育の内容は（断片的なものも含めて）学生要求の中に示されている。これを普遍的なものにしていくには学生自身が代表者を立て大学当局、政策当事者と交渉するようにすべきだろう。

同時に大学は、批判的に思考し、社会の問題を分析・解決策を求め、実践することを社会的責任とする市民の育成（ユネスコ1998「革新的な教育方法」）を課題とする。これを可能とする研究・教育を追求する必要がある。例えば、学内で感染者を出さないようにするだけでなく、地域（社会）の感染を減らすためにどうすべきかを考え、実行することも大学の責任である。日本の大学に欠けているのは、こうしたプロセスに学生を加えていくとりくみではないだろうか。

2020年の学費減額運動には、高等教育の権利性を学習者の視点から問い、かつユネスコが言う「批判的な教育方法」に通じる学習と実践のプロセスが含まれていた。大学はこのような運動の意義を理解し、自身の教育を見直す契機とすべきだろう。

## 4. 第6回企画の成果と課題／日本への示唆

### (1) 韓国高等教育法改正の意義と課題

2020年のCOVID-19の世界的大流行（パンデミック）を通じて、大学の学生、教職員らは、ふだん何気なく利用してきた諸施設、自身を含む学習・研究の集団、が高等教育を豊かなものにしてきたことを思い知った。このことは日韓両国、さらに言えば世界に共通する「コロナ禍が大学教育にもたらしたものの」だろう。

しかしながら、それらの意義の問い直しを、高等教育の権利の拡張へとつなげることができたかという点で、日韓の状況は異なっていた。すなわち、韓国では学生団体が規定の整備を怠った政府の法的責任を追及したことをきっかけとして、高等教育法が一部改正された。改正高等教育法11条4項は、感染症の大流行などにより大学の施設利用や研究・教

育が停止したとき、学校は登録金の免除・減額をおこなうことができるとした。一方、日本では同様の法律や規則が制定されていないことはもとより、各大学の内規レベルでも、授業料の免除・減額の根拠となる規定はつくられていないようである。

韓国の高等教育法改正の意義は、単に登録金の免除・返還が規定上可能になったことではなく、学生委員を含む登録金審議委員会が登録金の内容・金額を策定する際、正常な大学教育、言い換えれば権利としての高等教育を保障する大学のあり方を意識することを求める足がかりがつけられた点にあるのではないだろうか。韓国の学生や大学教職員が同法の意義をどのように理解しているのか、また学界の反応はどうかなど更に知りたいところである。

日本では、2020年にかなりの数の大学で学生が授業料等の減額を求める署名運動をおこなった。これに対して、大学側（主に私立大学の経営層）は、授業料を「卒業までの期間にかかる費用」と定義することで減額を免れようとしたわけであるが、学生の問題提起に含まれていた大学の授業料の内容・金額や決定方式が適切であるかという論点に込めていない（そればかりか諸物価高騰等を口実に学費値上げを続けている）。経済的な得失に眼を奪われ、学生が権利行使の主体となるよう育てていくことも大学の責務であるという自覚を欠いている。

チョン・ビョンホ教授は寄稿論考（2020.11）を、「コロナ事態による登録金返還問題は法理的にもかなり興味深いテーマであるが、この問題の背後には大学登録金が大多数の労働者階層にとっては、いわゆる『殺人的』であるという現実が存在する。したがって、登録金返還訴訟とは別に、大学登録金引き下げ、または廃止という根本的なパラダイムの変化のための運動が必要になるだろう」と締め括っていた。示唆に富んだ見解であり、引き続き対話を深めたい課題でもある。（文責：光本滋）

### (2) 登録金審議委員会の設置・運営

韓国では、高等教育法第11条（登録金及び登録金審議委員会）により、すべての大学が毎年登録金を策定する際、教職員（私立大学の場合は、学校法人の推薦する財団のものを含む）、学生、関連する専門家などで構成される登録金審議委員会を設置・運営することが義務付けられている。学生委員は委員定数の10分の3以上、構成単位別の委員は10分の5未満になるようにし、関連する専門家委員を選任する際は学則の定めにより、学校代表側と学生代表側の間で協議を行うこととしている。

例えば、チョン・ビョンホ教授が勤めるソウル市立大学校の場合、登録金審議委員会は10名で構成されている。その内訳は、学生処長、企画処長、行政処長、教授会が推薦する専任教員1名、総学生

会もしくは一般大学院総学生会が推薦する学生代表4名、総長が推薦する専門家1名、総学生会が推薦する同窓生1名である。学生処長、企画処長、行政処長は充て職となり、それ以外の委員は総長から委嘱される。委員長は行政処長が、副委員長は企画処長がそれぞれ担う。会議は委員長もしくは委員の過半数の要請で招集され、審議案件に対する審議が終了すると、当該委員会は解散されたものとみなされる（ソウル市立大学校登録金審議委員会運営規程2023.11.3改正／下表新旧対照表、提供：チョン・ビョンホ／翻訳：肥後）。

| 現 行                                                                        | 改 正 案                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条（構成）①委員会は、次の各号の委員で構成する。この場合、学生委員は委員定数の10分の3以上になるようにする。                  | 第2条（構成）①委員会は、審議案件が発生するたびに、次の各号の委員により11名以内で構成する。この場合、学生委員は委員定数の10分の3以上になるようにし、構成単位別委員は10分の5未満になるようにする。 |
| 1. 学生処長、企画処長、行政処長<br>2. 教授会が推薦する教授1名<br>3. 総学生会正・副会長各1名                    | 1. 学生処長、企画処長、行政処長<br>2. 教授会が推薦する専任教員1名<br>3. 総学生会又は一般大学院総学生会が推薦する学生代表4名以内                             |
| 4. 代議員会議が推薦する単科大学正学生会長代表2名<br>5. 総長が推薦する専門家1名<br>6. 総学生会が推薦する同窓生1名<br><新設> | 4. <削除><br>5. 総長が推薦する専門家1名<br>6. 総学生会が推薦する同窓生又は保護者1名<br>7. 大学会計職員労働組合が推薦する職員の代表1名                     |
| ②前項第1号及び第3号の委員は充て職となり、それ以外の委員は総長が委嘱する。<br>③委員長は行政処長が担い、副委員長は企画処長が担う。       | ②前項第1号の委員は充て職となり、それ以外の委員は総長が委嘱する。<br>③委員長は行政処長が担い、副委員長は企画処長が担う。                                       |
| 第5条（会議）①会議は、委員長又は委員の過半数の要請で招集する。                                           | 第5条（会議）①会議は、委員長又は委員の過半数の要請で招集し、委員会が第6条に伴う審議案件に対する審議を終了すると、当該委員会は解散されたものとみなす。                          |
| ②会議は在籍委員の過半数の出席で開会し、上程された案件を審議する。                                          | ②会議は、在籍委員の過半数の出席で開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。                                                              |

登録金審議委員会における審議事項は、第一に、大学及び大学院の登録金策定に関する事項、第二に、その他登録金策定と関連して上程された案件についてである。中でも登録金引き上げの可否についての審議が中心となろう。高等教育法に規定されている大学登録金の引上げ率は、直前3カ年度平均消費者物価上昇率の1.5倍を超えてはならないこととなっている。教育部が公告した「2024学年度大学（大学院）登録金引上げ率算定方法」（2023.12.26）によると、2024学年度登録金引上げ法定限度を5.64%とし、登録金引上げを制限する制度が導入された2011年以降、13年ぶりに高い水準となった。しかし、教育部では高物価や高金利など厳しい経済状況を考慮し、各大学における登録金据え置きを呼びかけている。2012年以降、登録金を据え置きもしくは引下げた大学及び学生に対して国家奨学金を支援している。

登録金は学生の学業のみならず、大学の財政とも深く関連する。各大学に設置される登録金審議委員会において、大学と学生との間でバランスのとれた意思疎通を図りながら、十分な論議のもと策定されることが重要であろう。そうした視点から、各大学

における登録金審議委員会の組織・構成や運営の実態・実情について、更に対話を深めてみたいと思った。（文責：肥後耕生）

### （3）高等教育の公共性、共同体の中での学び

チョン・ビョンホ教授が法学的に解説された訴訟の背景として、教育学的には以下の韓国的高等教育体制の根本問題を読み取ることができる。

第一に、受益者負担原則の問題である。学生側の要求は、通常のエデュケーションサービスを受けることができなかったことを理由に、サービス費用の部分返還を求めるものであった。それは一見、「大学と学生」というよりは、「企業と消費者」の関係での消費者運動のように見える。しかしながら、「大学」と「企業」には大きな違いがある。すなわち、前者は後者よりも公的な性格を持つ。大学は高等教育機関であり、社会によって設立され、社会によって支えられるべきものである。学生は社会の構成員としてその公的空間に入り、そこで学んだことは社会に還元される公共的な成果と言える。企業にも社会的責任があり公的性格を持つとしても、企業と消費者の関係は、大学と学生との関係と根本的な違いがあるだろう。学生は、ある大学を一定期間利用した後には断絶するものではなく、先代（社会）からの遺産である大学に入り、その遺産を享受し、次の世代にその遺産を残すものである。だが現状は必ずしもそうではない。

第二に、大学への信頼（ないし不信）の問題である。具体的には、授業料額の策定は適切に行われているのか、大学の財政は適切に運営されているのか、教育サービスの質は適切なのか等々の問題である。それらについての信頼が損なわれている中で、コロナ禍による大学側の運営の変化は、学生側が「契約違反」や「価格の減額」を言及する結果となった。コロナ禍での授業料についての論争が、信頼の問題であるということは、当時の一部の国会議員の発言からも窺える。クォン・インスク議員は私学の不正問題についての質疑の中で、「今回の登録金論争からもわかりますが、私学に対する信頼、私学の財政問題についての信頼が高くないということは確かのように見えます。それについての教育部の対策はなんでしょう」（韓国第381回国会教育委員会、2020.8.25, p.25）と指摘している。また、パク・チャンデ議員は、私立大学の会計についての質疑の中で、「登録金返還（問題）でもいつも出る話が、私学の財政運営、会計の透明性が我々の最も大きな社会的課題のように見えます」（同、p.53）と述べている。

受益者負担原則や大学への不信もあって、韓国では高等教育に対してその公共性を担保する公的支援がほとんど行われず、授業料を高額に設定しその収入に依存せざるを得ない現実がある。そのような仕組みの中で、大学は、高い料金さえ支払えば卒業証

という「商品」を与えてくれる企業のように認識されることになってしまったのではないだろうか。「大学と学生」の関係を、互いの私的な利益のために一時的に契約を結ぶ関係から、社会の遺産を次の世代に継承する公共的な学び、共同体の中で共に生きるために学び議論する関係に転換させる課題が、返還訴訟により明らかになったのではないだろうか。

今回のコロナ禍における登録金返還運動は、2011年の半額登録金運動の時のような市民も巻き込んだ行動のうねり・社会的広がり（多胡 2024「教育福祉政策形成過程の分析理論の批判的検討：韓国における半額登録金政策に注目して」北海道大学大学院教育学院修士学位論文）に欠けた。訴訟という手法の限界もあって、高等教育の権利性や公共性をめぐる議論には至らず、コロナ禍ゆえに内包していた教育権を超えた生存権としての問題提起の意義を深め切れていなかったと考える。（文責：多胡太佑）

#### 謝辞

本研究は、JSPS 科研費 22K02702（2022-25 予定）の助成を受けた（研究代表者・渡部昭男）。

#### 注

1) 渡部昭男・光本滋・多胡太佑 2023「日韓における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：日韓／韓日対話企画の概要・成

果及び課題」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』16(2), 107-116, <https://doi.org/10.24546/0100481145>, 渡部昭男・パク コヨン・イム ウンヒ・多胡太佑 2024「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策：日韓／韓日対話第5回企画の成果及び日本への示唆」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』17(2), 43-52, を参照されたい。

- 2) 韓国語「코로나 사태로 인한 한국 대학 등록금 반환 운동」<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012466>, 日本語「コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動」（梁 洙京 翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012467>。
- 3) 日本語「日本における2020年の学費減額運動の検討」<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816>, 韓国語「일본의 2020년 학비 감액 운동 검토」（多胡太佑翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015>。
- 4) 企画当日の2報告（日本語・韓国語）及び ZOOM 録画は、神戸大学学術成果リポジトリ Kernel「日韓／韓日対話第6回企画 コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの：（韓国）チョン・ビョンホ,（日本）光本滋の論考をもとにした対話」<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485228> に収録・公開している。

### Abstract

Under the COVID-19 pandemic that spread in 2020, schools were closed and classes were offered online. There was particular confusion in South Korea and Japan, since it coincided with the start of a new academic year for schools, including universities. In Korea, university students filed claims for an unconstitutional trial and a civil suit for damages, demanding the return or reduction of their tuition fees due to inadequate or irregular educational services and use of on-campus facilities. The plaintiffs lost both cases, but about six months after filing the unconstitutional appeal (received on March 22, 2020), the Higher Education Act was amended (October 20, 2020). A provision that allows tuition fees to be returned or reduced due to the coronavirus pandemic, etc., was newly established, and the regulations for tuition fees and the Tuition Fee Deliberation Committee were expanded. In Japan, student movements have been developed at various universities demanding (1) payment of benefits and reduction or refund of tuition fees, (2) use of facilities such as libraries, (3) improvement of course and educational environments, (4) support for overall student life including extracurricular activities and job hunting activities, and (5) disclosure of information, etc. They also led to nationwide movements such as the Student Advocacy Group for Free Higher Education(FREE) and the Action for Uniform Half Tuition Fees. In response, various measures were taken by universities and the Japanese government to support students. This paper summarizes the two reports by Byoung-Ho Jung and Shigeru Mitsumoto on the 6th Japan-Korea/Korea-Japan Dialogue, "What the COVID-19 Pandemic Brought to University Education in Japan and Korea" (November 4, 2023), and clarifies the results of the dialogue project and provides suggestions for Japan.

**Keywords:** COVID-19 pandemic, (Korea) unconstitutional trial and lawsuit for return of tuition fee, (Japan) tuition reduction and refund campaign, right to higher education, ideal state of university education